

電波法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）

改 正 案	現 行
（検査等事業者に係る登録の有効期間） 第一条 電波法（以下「法」という。）第二十四条の三第一項の政令で定める期間は、五年とする。	（検査等事業者に係る登録の有効期間） 第一条 電波法（以下「法」という。）第二十四条の二の二第一項の政令で定める期間は、五年とする。

（傍線部分は改正部分）